

インフルエンザになった！保育園はいつから行っていいの？

2022.11.28 | 感染症・消毒

毎年猛威を振るうインフルエンザ。感染力が強いため、保育園などで集団生活をしている子どもは、予防接種を受けていても感染してしまう場合があります。またインフルエンザにかかってしまったら、解熱してもすぐには登園できず、自宅で待機しなければなりません。今回は保育園に通う子どもがインフルエンザに感染した場合の登園できるかどうかの基準と、インフルエンザに感染しないための予防法について紹介します。

インフルエンザの出席停止期間とは？

インフルエンザにかかると感染防止のため、数日間は保育園や学校を休まなければなりません。学校保健安全法では「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」を出席停止期間と定めています。ただし、この条件に該当する学校は小中高校・大学であり、保育園や幼稚園に通う幼児の場合は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで」が登園禁止期間とされています。以下で、保育園や幼稚園に通う子どもがインフルエンザを発症してから、登園が再開できるようになるまでの具体的な流れを紹介します。

<インフルエンザの登園停止期間早見表>

インフルエンザ発症後、幼稚園または保育園へ登園可能になるには、「解熱後3日を経過していること」と、「発症後5日を経過していること」の2つの条件を満たす必要があります。発症とは発熱の症状が現れたことを指し、日数を数える時は発症日は含まず、翌日から発症1日目と数えます。両方の条件を満たさなければならないため、たとえ発症後すぐに

解熱し、元気になったとしても、発症から5日間が経過していなければ登園はNGです。以下の早見表を参考にカレンダーなどで登園可能日を確認してください。不安な場合はかかりつけ医の先生に確認するようにしましょう。

例	発症日	発症後5日間（登園停止期間）					発症後5日を経過		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後 1日目に 解熱した 場合		解熱 	1日目 	2日目 	3日目 		登園 OK! 		
発症後 2日目に 解熱した 場合			解熱 	1日目 	2日目 	3日目 	登園 OK! 		
発症後 3日目に 解熱した 場合				解熱 	1日目 	2日目 	3日目 	登園 OK! 	
発症後 4日目に 解熱した 場合					解熱 	1日目 	2日目 	3日目 	登園 OK! 

未就学児の出席停止期間が児童・生徒より長い理由

インフルエンザにかかった場合、保育園や幼稚園では通園可能となるのは「解熱後3日」と決められています。これは学校に通う子どもより解熱後の出席停止期間が1日長く設定されていることとなります。この理由のひとつには乳幼児の場合、免疫機能の発達が十分ではなく、インフルエンザウイルスの増殖・排出が長期にわたって続くと考えられていることがあります。また、年長児によくみられる症状に、3日ほど高熱が出て一旦解熱し、その後再び発熱する二峰性発熱があります。元気になったように見えても、完治しているわけではないため、他の子どもへ感染を広げるリスクが考えられるのです。こういった理由から、学校に通う子どもより1日長く解熱後の日数が設定されているようです。

保育園に学級閉鎖はないの？

日中は夫婦ともに仕事に出るので子どもを保育園に預けている方も多くいるかと思います。そのため、保育園が学級閉鎖になると仕事を休まなければならない困ってしまう保護者も多いでしょう。では保育園が学級閉鎖になることはないのでしょうか。

厚生労働省による『保育所における感染症対策ガイドライン』によると、インフルエンザに限らず感染症が発症した場合、「保育所や地域の感染症の発生状況等から、嘱託医が、感染症を予防する上で臨時に保育所の全部又は一部を休業することが望ましいと判断した場合にも、市区町村、保健所等に連絡し、情報共有を行いながら、密接に連携し対応する」ことになっています。このことから、インフルエンザの発生状況によっては、保育園が学級閉鎖になる場合もあるということを知っておきましょう。

インフルエンザになったことを内緒にして通わせるのはNG

子どもがインフルエンザになってしまったら、心配な事はもちろんですが、仕事を持っている保護者なら「どうしよう…」と困惑する人も多いでしょう。子どもが完治するまで約1週間、自分も感染してしまうと最長2週間も休まなければならない可能性もあります。ふと「インフルエンザと保育園に伝えなければ、熱が下がったら登園できるのでは」と考える方もいるかもしれません。しかしそのせいで保育園にインフルエンザが蔓延し、重症化する子どもが出る可能性もあります。絶対に隠すことなく報告するようにしましょう。

万が一子どもがインフルエンザにかかってしまったら、可能であれば親のどちらかが仕事を休んで側にいてあげましょう。難しい場合は、近しい身内の方をお願いするのも一つの手です。また費用はかかりますが、病児シッターなどを利用する方法もあります。